

第35期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

1. 企業集団の現況に関する事項
(8) 主要な事業所
6. 業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 平成26年9月1日)
(至 平成27年8月31日)

株式会社ビックカメラ

1. 企業集団の現況に関する事項

(8) 主要な事業所（平成27年8月31日現在）

当社の主要な事業所

本社 池袋本部 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号
 高田本部 東京都豊島区高田三丁目23番23号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	北海道	札幌市	札幌店
	群馬県	高崎市	高崎東口店
	茨城県	水戸市	水戸駅店
	埼玉県	さいたま市	大宮西口そごう店
	千葉県	柏市	柏店
		船橋市	船橋駅店
	東京都	豊島区	池袋本店 池袋本店パソコン館 池袋東口カメラ館 池袋西口店
		新宿区	新宿西口店 新宿東口駅前店 ビックロ新宿東口店
		渋谷区	渋谷東口店 渋谷ハチ公口店
		千代田区	有楽町店
		港区	赤坂見附駅店
		立川市	立川店
		八王子市	J R 八王子駅店
	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅店	
	神奈川県	川崎市	ラゾーナ川崎店
		横浜市	横浜西口店 新横浜店
		相模原市	相模大野駅店
		藤沢市	藤沢店
	新潟県	新潟市	新潟店
	静岡県	浜松市	浜松店
	愛知県	名古屋市	名古屋駅西店
	京都府	京都市	J R 京都駅店
	大阪府	大阪市	なんば店
岡山県	岡山市	岡山駅前店	
福岡県	福岡市	天神1号館 天神2号館	
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島中央駅店	
			合計 34店舗

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
商品センター	埼玉県	東松山市	東松山センター
	千葉県	浦安市	浦安センター
	東京都	板橋区	板橋センター
	大阪府	堺市	大阪センター

株式会社コジマ（子会社）の主要な事業所

本社 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

池袋本部 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号

地区名	都道府県名	主要な事業所名	店舗数
北海道	北海道	コジマ×ビックカメラ函館店 コジマ×ビックカメライオン西岡店	2
東北	青森県	コジマ×ビックカメラ弘前ヒロロ店 NEW弘前店 NEW青森	3
	岩手県	コジマ×ビックカメラ盛岡店	1
	宮城県	コジマ×ビックカメライオンモール名取店 コジマ×ビックカメラ泉中央店 NEW多賀城店	5
	秋田県	コジマ×ビックカメラ御団地店	1
	福島県	コジマ×ビックカメラいわき店 コジマ×ビックカメラ福島店 コジマ×ビックカメラカ木田店	6
北関東	茨城県	NEW古河店 NEW下館店 NEW学園都市店	3
	栃木県	コジマ×ビックカメラ栃木店 コジマ×ビックカメラ駒生店 コジマ×ビックカメラ小山店	13
	群馬県	コジマ×ビックカメラ高崎店 NEW太田店 NEW伊勢崎店	4
南関東	埼玉県	コジマ×ビックカメラ新座店 コジマ×ビックカメラ越谷店 コジマ×ビックカメラ春日部店	21
	千葉県	コジマ×ビックカメラ柏店 コジマ×ビックカメラ松戸店 コジマ×ビックカメラ習志野店	9
	東京都	コジマ×ビックカメラ用賀店 コジマ×ビックカメラ成城店 コジマ×ビックカメラ江戸川店	25
	神奈川県	コジマ×ビックカメラ梶ヶ谷店 コジマ×ビックカメラ横須賀店 コジマ×ビックカメラ海老名店	11
北陸甲信越	新潟県	コジマ×ビックカメラ新潟店 NEW上越店 イオンモール新発田店	3
	富山県	NEW富山店 NEW西富山店	2
	山梨県	NEW甲府 コジマ×ビックカメラ甲府バイパス店	2
中部	静岡県	コジマ×ビックカメラ静岡店 コジマ×ビックカメラ富士店 コジマ×ビックカメラ沼津店	5
	愛知県	コジマ×ビックカメラ熱田店 コジマ×ビックカメラ鳴海店 コジマ×ビックカメラ豊橋店	5
	三重県	コジマ×ビックカメラ四日市店	1
近畿	京都府	コジマ×ビックカメラ高野店	1
	大阪府	コジマ×ビックカメラ茨木店 コジマ×ビックカメラ大東店 コジマ×ビックカメラ箕面店	6
	兵庫県	コジマ×ビックカメラ名谷店 NEW南武庫之荘店 神戸ハーバーランド店	4
	和歌山県	NEW和歌山店	1

地区名	都道府県名	主要な事業所名	店舗数
中国	広島県	コジマ×ビックカメラ広島インター緑井店 NEW宇品店	2
	山口県	NEW山口宇部空港店	1
九州	福岡県	コジマ×ビックカメラ八幡店 コジマ×ビックカメラ福岡春日店 コジマ×ビックカメラ福岡西店	4
	熊本県	コジマ×ビックカメラ熊本店	1
	沖縄県	コジマ×ビックカメラ那覇店 コジマ×ビックカメライオンモール沖縄ワイカム店	2
合 計			144

株式会社ソフマップ（子会社）の主要な事業所

本社 東京都千代田区外神田一丁目16番9号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	北海道	札幌市	札幌店
		宮城県	仙台市
	茨城県	水戸市	アキバ☆ソフマップ水戸駅店
	埼玉県	さいたま市	大宮店
		川越市	川越店
	東京都	豊島区	池袋アウトレット
		新宿区	新宿2号店 新宿3号店
		千代田区	秋葉原本館 秋葉原アミューズメント館 アキバ☆ソフマップ1号店 アキバ☆ソフマップ2号店 モバイル館 秋葉原リユース総合館 MacCollection 秋葉原中古パソコン駅前店
		立川市	立川店
		八王子市	八王子店
		町田市	町田店
		神奈川県	横浜市
	横須賀市		横須賀店
	新潟県	新潟市	新潟店
	愛知県	名古屋市	名古屋駅西店
	京都府	京都市	イオンモールKYOTO店
	大阪府	大阪市	日本橋店 梅田店 天王寺店 なんば店 なんば店ザウルス1 なんば店ザウルス2
			神戸ハーバーランド店
	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド店
	岡山県	岡山市	岡山駅前店
広島県	広島市	広島店	

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	福岡県	福岡市	アキバ☆ソフマップ天神
	鹿児島県	鹿児島市	アキバ☆ソフマップ鹿児島中央駅店
			合計 35店舗
商品センター	埼玉県	東松山市	東松山センター
	千葉県	浦安市	浦安センター
	大阪府	堺市	大阪センター

株式会社ビックアウトレット（子会社）の主要な事業所

本社 東京都豊島区東池袋一丁目11番7号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	東京都	豊島区	池袋東口店
	神奈川県	横浜市	横浜ビブレ店
	大阪府	大阪市	なんば店ザウルス 2
			合計 3店舗

その他子会社の主要な事業所

区分	都道府県名	市区町村名	会社名
本社	千葉県	浦安市	株式会社東京サービスステーション
	東京都	豊島区	株式会社生毛工房
			株式会社東京計画
			株式会社ビック酒販
			株式会社ラネット
			東京カメラ流通協同組合
			豊島ケーブルネットワーク株式会社
	板橋区	株式会社ジェービーエス	
	千代田区	日本BS放送株式会社	
	世田谷区	株式会社ラネットコミュニケーションズ関東	
愛知県	名古屋市	株式会社ラネットコミュニケーションズ東海	
京都府	京都市	株式会社ラネットコミュニケーションズ関西	

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(1) 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「ビックカメラ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という。）」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス担当役員は総務人事本部長とし、コンプライアンス担当部門を法務部とする。法務部は、コンプライアンスに関するマニュアルを作成するとともに、取締役等に配布し、研修等を実施することにより、取締役等のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- ③ 「取締役会規程」及び「本部長会規程」に基づき、会議体において各取締役及び本部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- ④ 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- ⑤ コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口、製品事故に関するお問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役等が社内での法令違反行為等についての相談または通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
- ⑥ 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」、「機密情報管理規程」並びに「情報管理規則」に定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統括部門は内部統制室とする。リスク管理担当役員並びに内部統制室は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ② 本部長会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うこととする。
- ③ 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員会、経営戦略会議、各本部会議等の諸会議を開催し、その検討結果を経て本部長会及び取締役会で決議することとする。
- ④ 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

(5) 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他規程等に基づき、当社グループ全体が一体となって、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
- ② 経営企画部、営業部、物流部及び商品部が関係会社の統一的内部統制を管轄する。経営企画部、営業部、物流部及び商品部は、「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室及び内部統制室と連携し、内部監査を実施する。

- ③ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との会議等関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ④ リスク管理統括部門は、当社グループのリスクを適時適切に把握するため、「リスク管理規程」に基づき、関係会社から「リスク管理報告書」の提出を求める等当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、これを運用する。
- ⑤ コンプライアンス担当部門は、関係会社の取締役等が社内での法令違反行為等について当社への相談または通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- ⑥ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する体制を整備する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な運用体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- ② 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- ③ 内部統制室は、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各主管部門は、早急にその対策を講ずる。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を当社グループの取締役等に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努める。
- ② 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- ③ 「契約管理規程」に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上反社会的勢力との係りがないことの確認を義務化している。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を内部監査室から選定する。
- ② 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。
- ③ 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ・当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ・当社グループの内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門の活動概要。
 - ・当社グループの内部統制に関する活動概要。
 - ・コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。

- ④ 関係会社の取締役等及び監査役、又は、これらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
- ・当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ・監査役等の活動概要。
 - ・内部統制に関する活動概要。
 - ・コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- ⑤ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- ⑥ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、「監査役への報告等に関する規程」に基づき、会社がこれを負担する。
- ⑧ 監査役会は、代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ⑨ 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムに関する基本方針」に沿った当社グループの内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
- ② 新たに、景品表示法の課徴金制度の施行に向けて、「景品・表示規程」を制定し、法令に沿った研修と人材の養成を行っている。
- ③ 「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容が報告されている。
- ④ 個人情報保護については、当社及び関係会社の計6社において、「プライバシーマーク」を取得しており、厳正な管理を行っている。
- ⑤ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第35期において89回の内部監査を実施した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、取締役会、本部長会等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を見直し、グループ全体を対象としたリスク管理体制の整備を行った。
- ② 定期的にリスク管理委員会を開催し、グループ全体のリスク管理体制の強化に努めている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」等に基づき、第35期において、取締役会（定例12回、臨時5回）、本部長会（定例24回、臨時3回）等が開催された。
- ② 業績のタイムリーな把握については、業務報告やシステム等を通じて、迅速に報告されている。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業態区分に応じて、内部統制に関する報告書及びリスク管理報告書を徴求し、グループ全体の内部統制の強化を図ることとしている。
- ② 上記規程に基づき、関係会社の担当部門と内部監査室、内部統制室が連携して、第35期において6回の関係会社の内部監査を実施した。
- ③ 関係会社の業務内容等について、取締役会、本部長会、執行役員会等の諸会議において、情報の共有及び協議が行われた。
- ④ コンプライアンス担当部門及び関係部門は、グループ全体を対象として、法令研修（景品表示法、マイナンバー制度等）、インサイダー取引研修等を開催している。
- ⑤ グループ全体の経営の効率化と財務報告の信頼性を確保するため、より効率的なシステム導入とIT統制の強化を行っている。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社員必携の配布や社内研修等を通じて、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
- ② 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
- ③ 取引先についても、「契約管理規程」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- ① 監査役監査の実効性を高めるため、新たに「監査役への報告等に関する規程」を定め、監査の実効性を高める運用を行っている。
- ② 監査役は取締役会等に出席するとともに、当社グループ各社の取締役及び使用人等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ③ 監査役は代表取締役、会計監査人、関係会社監査役等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を行っている。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年9月1日
至 平成27年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,402	19,492	45,560	△184	83,270
会計方針の変更による累積的影響額			63		63
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,402	19,492	45,623	△184	83,334
当 期 変 動 額					
新株の発行	4,835	4,835			9,671
剰余金の配当			△1,721		△1,721
当期純利益			6,804		6,804
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	4,835	4,835	5,082	—	14,753
当 期 末 残 高	23,237	24,327	50,706	△184	98,087

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,398	△28	1,369	22,446	107,085
会計方針の変更による累積的影響額					63
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,398	△28	1,369	22,446	107,149
当 期 変 動 額					
新株の発行					9,671
剰余金の配当					△1,721
当期純利益					6,804
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,348	△187	1,161	△2,217	△1,056
当 期 変 動 額 合 計	1,348	△187	1,161	△2,217	13,696
当 期 末 残 高	2,746	△216	2,530	20,228	120,846

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

株式会社生毛工房
株式会社ジェービーエス
株式会社ソフマップ
株式会社東京計画
株式会社東京サービスステーション
株式会社ビックアウトレット
株式会社ビック酒販
株式会社ラネット
東京カメラ流通協同組合
株式会社ラネットコミュニケーションズ関東
株式会社ラネットコミュニケーションズ東海
株式会社ラネットコミュニケーションズ関西
豊島ケーブルネットワーク株式会社
日本B S放送株式会社

連結の範囲の変更

株式会社ラネットコミュニケーションズ関東、株式会社ラネットコミュニケーションズ東海及び株式会社ラネットコミュニケーションズ関西は、株式会社ラネットが当連結会計年度に株式を取得し、子会社となったため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社フューチャー・エコロジー
株式会社バイコム
株式会社セレン
その他1社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

株式会社フューチャー・エコロジー
株式会社バイコム
株式会社セレン
その他1社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、豊島ケーブルネットワーク株式会社の決算日は3月31日、株式会社ラネット、株式会社ラネットコミュニケーションズ関東、株式会社ラネットコミュニケーションズ東海及び株式会社ラネットコミュニケーションズ関西の決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超える場合においては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、株式会社ソフマップにおいて、商品（中古ハード）については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、株式会社コジマにおいては、事業用定期借地権が設定されている借地上的建物について、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額（46百万円）については、債権から直接減額しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ ポイント引当金
将来のポイント（株主優待券を含む）使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等に乗じた金額を計上しております。
- ④ 商品保証引当金
販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。
- ⑤ 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 重要な繰延資産の処理方法
社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息
ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年から15年の期間で均等償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、一定の年数（15年）による定額法により費用の減額処理をしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年、7年、10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

1. 配送収入に係る会計方針の変更

当社及び一部の連結子会社において、商品販売の際に店頭で受領する配送料は、従来、販売費及び一般管理費から控除しておりましたが、当連結会計年度より売上高として計上する方法に変更しております。

この変更は、当社の連結子会社である株式会社コジマとのシステム及び業務統合を契機にグループの業績をより精緻に管理することとなり、営業活動の成果をより適切に表示するために行ったものであります。

この変更により、従来の方々と比べ、当連結会計年度の売上高及び売上総利益が1,329百万円増加し、販売費及び一般管理費が同額増加しております。なお、営業利益、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

2. 株式会社コジマにおけるたな卸資産の評価方法の変更

連結子会社である株式会社コジマの商品の評価方法は、従来、総平均法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、移動平均法に変更しております。

この変更は当連結会計年度より、当社とリポートを含めた商品の粗利益の管理方法を統一し、より正確な商品金額及び期間損益の計算を実現することを目的として、新会計システムに移行したことに伴うものであります。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

なお、これによる損益及び財政状態に与える影響は軽微であります。

3. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、これによる損益及び財政状態に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

1. 連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「無形固定資産」として一括掲記しておりました「のれん」(前連結会計年度 193百万円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

2. 連結損益計算書関係

受取賃貸料及び広告料収入に係る表示方法の変更

店舗施設のテナントに対する賃貸取引について、従来、営業外収益及び営業外費用の「受取賃貸料」及び「賃貸収入原価」に計上しておりましたが、当連結会計年度より「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更しております。

また、営業外収益の「その他」に計上しておりました広告料収入は、当連結会計年度より「売上高」に計上し、これに直接対応する費用部分を「売上原価」として計上する方法に変更しております。

この変更は、既存の店舗施設の有効活用の重要性が増してきたことに伴い、店舗施設を物品販売の拠点としてのみならず、テナントからの不動産受取賃貸料及び広告料収入等を含めた店舗ごとの収益性をより詳細に管理することとなり、その実態をより適切に表示するために行ったものであります。

この変更により、従来の方と比べ、当連結会計年度の売上高が 1,600百万円増加、売上原価が 782百万円増加、販売費及び一般管理費が 135百万円減少、営業外収益が 1,600百万円減少、営業外費用が 646百万円減少しております。なお、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,489百万円減少し、法人税等調整額(借方)が1,633百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産

売掛金	3,992百万円
商品及び製品	37,602百万円
建物及び構築物	10,399百万円
土地	36,436百万円
その他(無形固定資産)	10,720百万円
投資有価証券	64百万円
差入保証金	4,100百万円
計	103,316百万円

上記に対応する債務

短期借入金	16,158百万円
1年内返済予定の長期借入金	28,025百万円
長期借入金	16,573百万円
計	60,757百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,405百万円

3. 偶発債務

連結子会社である株式会社コジマにおいては、建設協力金返還請求権の信託譲渡に伴い減少した建設協力金の当連結会計年度末における未償還残高419百万円について、土地所有者による建設協力金返還が困難になるなどの事由が生じた場合の買戻義務を負っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	172,352,600	10,126,165	—	182,478,765

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	596,600	—	—	596,600

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年11月26日 定時株主総会	普通株式	858	5	平成26年8月31日	平成26年11月27日
平成27年4月10日 取締役会	普通株式	863	5	平成27年2月28日	平成27年5月18日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	909	5	平成27年8月31日	平成27年11月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用においては預金等の安全性の高い運用を行っております。資金調達においては設備等の長期資金は銀行借入や社債発行により、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金利の上昇リスク及び為替相場の変動リスクを回避ないし軽減する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、取引先の信用リスク等に晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また、時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社グループが展開する店舗のうちグループ外の貸貸人からの賃借物件に係るものであります。取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況等のモニタリングを実施しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引の契約先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引及びデリバティブ内包型借入）をヘッジ手段として利用しております。

なお、当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社においても、当社の社内ルールに準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結しているほか、当社及び一部の連結子会社において、複数の金融機関との間で貸出コミットメント契約を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	22,410	22,410	—
(2) 売掛金	29,663	29,626	△37
(3) 投資有価証券	13,189	13,189	—
(4) 差入保証金(1年内回収予定のものを含む) 貸倒引当金(*1)	45,569 △149		
	45,420	43,699	△1,720
資産計	110,684	108,926	△1,758
(1) 買掛金	44,038	44,038	—
(2) 短期借入金	23,698	23,698	—
(3) 社債(1年内償還予定のものを含む)	5,477	6,765	1,287
(4) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	54,940	55,019	79
(5) リース債務(1年内返済予定のものを含む)	5,853	5,742	△110
負債計	134,006	135,263	1,256
デリバティブ取引(*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(△0)	(△0)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(△0)	(△0)	—

(*1) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債は市場価格のないものであり、新株予約権付社債の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、新株予約権付社債以外の社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているもの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

一部の連結子会社において金利スワップ取引及び為替予約を利用しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等 (* 1)	1,195
差入保証金 (* 2)	456

(* 1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

- (* 2) 差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れないもの、又は、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれるものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 差入保証金」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	553円20銭
2. 1株当たり当期純利益	39円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等関係
株式会社ラネットによる株式の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ネプロモバイル関東 株式会社ネプロモバイル東海 株式会社ネプロモバイル関西
事業の内容	携帯電話販売代理店の運営

② 企業結合を行った主な理由

株式会社ネプロモバイル関東、株式会社ネプロモバイル東海及び株式会社ネプロモバイル関西は、東京都、愛知県、京都府、大阪府でドコモショップを12店舗展開する、安定した収益を誇る地域密着の企業群であり、当社グループの携帯電話販売における事業基盤の強化、サービスの充実等を図ることが出来るものと判断したためであります。

③ 企業結合日

平成26年12月1日

④ 企業結合の法的形式

当社の連結子会社である株式会社ラネットによる現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

株式取得後、平成26年12月1日に以下のとおり商号を変更しております。

株式会社ラネットコミュニケーションズ関東	(株式会社ネプロモバイル関東から変更)
株式会社ラネットコミュニケーションズ東海	(株式会社ネプロモバイル東海から変更)
株式会社ラネットコミュニケーションズ関西	(株式会社ネプロモバイル関西から変更)

⑥ 取得した議決権比率

100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社ラネットが現金を対価とする株式取得により、株式会社ネプロモバイル関東、株式会社ネプロモバイル東海及び株式会社ネプロモバイル関西の議決権の全てを取得したためであります。

(2) 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年12月1日から平成27年7月31日まで

- | | | |
|----------------------|-----------|----------|
| (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳 | | |
| 取得の対価 | 現金 | 5,286百万円 |
| 取得に直接要する費用 | アドバイザー費用等 | 113百万円 |
| 取得原価 | | 5,399百万円 |
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
- ① 発生したのれん金額
5,250百万円
 - ② 発生原因
今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。
 - ③ 償却の方法及び償却期間
15年間にわたる均等償却
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|----------|
| 流動資産 | 1,522百万円 |
| 固定資産 | 317百万円 |
| 資産合計 | 1,839百万円 |
| 流動負債 | 1,559百万円 |
| 固定負債 | 130百万円 |
| 負債合計 | 1,689百万円 |

株主資本等変動計算書

(自 平成26年9月1日)
(至 平成27年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	18,402	19,492	27	8,760	25,328	34,115
会計方針の変更による累積的影響額					△79	△79
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,402	19,492	27	8,760	25,249	34,036
当 期 変 動 額						
新株の発行	4,835	4,835				
剰余金の配当					△1,721	△1,721
当期純利益					8,112	8,112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	4,835	4,835	-	-	6,390	6,390
当 期 末 残 高	23,237	24,327	27	8,760	31,639	40,426

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△184	71,825	809	72,635
会計方針の変更による累積的影響額		△79		△79
会計方針の変更を反映した当期首残高	△184	71,746	809	72,556
当 期 変 動 額				
新株の発行		9,671		9,671
剰余金の配当		△1,721		△1,721
当期純利益		8,112		8,112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,346	1,346
当 期 変 動 額 合 計	-	16,061	1,346	17,407
当 期 末 残 高	△184	87,808	2,155	89,964

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、回収可能性がほとんど無いと判断した回収不能見込額（46百万円）については、債権から直接減額しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。
- ③ ポイント引当金
将来のポイント（株主優待券を含む）使用による費用発生に備えるため、期末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息
 - ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- ② 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ③ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 配送収入に係る会計方針の変更

当社は商品販売の際に店頭で受領する配送料について、従来、販売費及び一般管理費から控除しておりましたが、当事業年度より売上高として計上する方法に変更しております。

この変更は、当社の連結子会社である株式会社コジマとのシステム及び業務統合を契機にグループの業績をより精緻に管理することとなり、営業活動の成果をより適切に表示するために行ったものであります。

この変更により、従来の方と比べ、当事業年度の売上高及び売上総利益が1,055百万円増加し、販売費及び一般管理費が同額増加しております。なお、営業利益、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

2. 関係会社からの業務受託収入に係る会計方針の変更

当社は関係会社からの業務受託収入について、従来、営業外収益の「受取手数料」として計上しておりましたが、当事業年度より販売費及び一般管理費から控除する方法に変更しております。

この変更は、当社の連結子会社である株式会社コジマとのシステム及び業務統合により、業務受託範囲が拡大していることを踏まえ、取引内容を再検討した結果、応分の費用負担を基本としている実態を考慮し、損益区分をより適正に表示するために行ったものであります。

この変更により、従来の方と比べ、当事業年度の営業利益が1,201百万円増加し、営業外収益が同額減少しております。なお、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

3. 関係会社からの賃貸取引に係る会計方針の変更

当社は関係会社に対する賃貸取引について、営業外収益及び営業外費用の「受取賃貸料」及び「賃貸収入原価」として総額で計上しておりましたが、当事業年度より「受取賃貸料」から「賃貸収入原価」を差し引き、営業外収益のみを計上する純額表示に変更しております。

この変更は、既存の店舗施設の有効活用の重要性が増してきたことに伴い、店舗ごとの収益性をより詳細に管理することとなったことを踏まえ、取引内容を再検討した結果、応分の費用負担を基本としている実態を考慮し、経営成績を明瞭に表示するために行ったものであります。

この変更により、従来の方と比べ、当事業年度の営業外収益が3,825百万円減少し、営業外費用が同額減少しております。なお、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

4. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、これによる損益及び財政状態に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

受取賃貸料及び広告料収入に係る表示方法の変更

店舗施設のテナントに対する賃貸取引について、従来、営業外収益及び営業外費用の「受取賃貸料」及び「賃貸収入原価」に計上していましたが、当事業年度より「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更しております。

また、営業外収益の「その他」に計上しておりました広告料収入は、当事業年度より「売上高」に計上し、これに直接対応する費用部分を「売上原価」として計上する方法に変更しております。

これらの変更は、既存の店舗施設の有効活用の重要性が増してきたことに伴い、店舗施設を物品販売の拠点としてのみならず、テナントからの不動産受取賃貸料及び広告料収入等を含めた店舗ごとの収益性をより詳細に管理することとなり、その実態をより適切に表示するために行ったものであります。

この変更により、従来の方法と比べ、当事業年度の売上高が 1,560百万円増加、売上原価が 725百万円増加、販売費及び一般管理費が 78百万円減少、営業外収益が 1,560百万円減少、営業外費用が 646百万円減少しております。なお、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「社債利息」(当事業年度 △ 8百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「支払利息及び社債利息」に含めて表示しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」(前事業年度160百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産

建物	4,071百万円
土地	26,326百万円
借地権	10,720百万円
差入保証金	1,555百万円
計	42,674百万円

上記に対応する債務

短期借入金	10,758百万円
1年内返済予定の長期借入金	9,462百万円
長期借入金	15,039百万円
東京カメラ流通協同組合の借入金	2,178百万円
計	37,437百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,270百万円

3. 保証債務

金融機関からの借入金に対する債務保証

東京カメラ流通協同組合 2,178百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	28,362百万円
長期金銭債権	808百万円
短期金銭債務	4,618百万円

5. 取締役、監査役に対する金銭債務

長期金銭債務 193百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,182百万円
仕入高	37,104百万円
販売費及び一般管理費	6,545百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,325百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	596,600	—	—	596,600

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	3,001百万円
減損損失	2,511百万円
退職給付引当金	2,366百万円
流動化取消による影響額	2,279百万円
関係会社株式	1,868百万円
資産除去債務	1,262百万円
賞与引当金	570百万円
その他	1,244百万円
繰延税金資産小計	15,104百万円
評価性引当額	△5,747百万円
繰延税金資産合計	9,356百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,003百万円
資産除去債務に対応する除却費用	△310百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△1,315百万円
繰延税金資産の純額	8,041百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が724百万円減少し、法人税等調整額(借方)が829百万円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社コジマ	所有 直接50.1	商品の発注及び代金 の支払業務の受託 資金の貸付 役員の兼任 等	商品の発注及び代金 の支払業務の受託 (注2)	150,122	未収入金	6,815
				資金の貸付 (注3)	—	短期貸付金	10,000
	株式会社ソフマップ	所有 直接100.0	商品の発注及び代金 の支払業務の受託 資金の貸付 不動産の賃貸 役員の兼任 等	商品の発注及び代金 の支払業務の受託 (注2)	37,583	未収入金	4,718
				資金の貸付 (注4)	1,000	短期貸付金	2,000
				不動産の賃貸 (注5)	3,358	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 商品の発注及び代金の支払業務の受託については、当社の仕入先との取引条件と同一であります。受託手数料については、人件費等のコストを勘案のうえ、両者の協議により決定しております。
- 資金の貸付の取引金額については、貸付金の実行(120,000百万円)及び回収(120,000百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
- 資金の貸付の取引金額については、貸付金の実行(46,700百万円)及び回収(45,700百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
- 賃貸料については、近隣の相場を勘案し決定しております。

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (個人)が 議決権を 過半数を 所有して いる会社	株式会社シード (注2)	被所有 直接 0.2	商品仕入等	商品の仕入 (注8)	414	買掛金	78
				商品券の販売 (注8)	21	—	—
	日本精密測器株式会社 (注3)	—	商品仕入	商品の仕入 (注8)	91	買掛金	17
	株式会社ヒト・コ ミュニケーションズ (注4)	—	業務委託	業務委託料の支払 (注8)	110	未払金	19
			人材派遣	人材派遣料の支払 (注8)	71		
	株式会社松柏 (注5)	—	—	不動産の売却 (注9)	1,781	—	—
	株式会社カン ワエステート (注5)	—	不動産の賃借	賃借料の支払 (注10)	108	その他 (流動資産)	11
				保証金の差入 (注10)	108	差入保証金	108
	株式会社エス ケーサービス (注6)	—	商品の配送等	配送料の支払等 (注8)	820	買掛金 未払金	6 80
	株式会社テレワ ン(注7)	—	商品仕入	商品の仕入 (注8)	13	買掛金	0

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の57.56%を直接保有しております。なお、直接保有の57.56%については、新井隆二氏からみずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社、株式会社SMB C信託銀行及び三井住友信託銀行株式会社へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
3. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の64.55%を間接保有しております。
4. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の50.91%を直接に、11.85%を間接に保有しております。なお、直接保有の50.91%については、新井隆二氏から野村信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社SMB C信託銀行へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
5. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の100.00%を直接保有しております。
6. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の95.00%を間接保有しております。
7. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の98.00%を間接保有しております。
- (取引条件及び取引条件の決定方針等)
8. 商品の仕入、商品券の販売、業務委託料の支払、人材派遣料の支払及び配送料の支払等については、一般取引条件と同様に決定しております。
9. 不動産の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて決定しております。
10. 賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。なお、形式的には、不動産の転貸人との賃貸借契約に基づく取引ですが、実質的には、転貸人を経由した当社と株式会社カシワエステートとの取引であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 494円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 46円80銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。